

岩手県監査委員告示第19号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成20年岩手県監査委員告示第11号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年4月3日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 外部監査の種類

平成15年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

人件費及び関係諸費の事務

3 監査委員告示

平成16年5月6日付け岩手県監査委員告示第14号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置について 平成21年3月12日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
農林漁業改良普及指導手当について (1) 農林漁業改良普及手当について、特殊勤務手当との均衡を図った上で支給の妥当性について根本から見当すべきである。	農林漁業普及指導手当について (農林漁業改良普及手当は、平成17年4月1日に名称変更された。) (1) 農林水産業の改良普及員に係る農林漁業普及指導手当については、他の手当との均衡や他県の見直し等を踏まえ、平成18年4月1日からその支給額について、給料月額12%から8%への見直しを行った。
(2) 農業改良普及員等について、農業協同組合の指導員など民間の活用等も視野に入れて、適切な人員数の配置を検討すべきである。	(2) 農林水産業の改良普及員については、農家等の多様なニーズに的確に応えられる体制の整備を図る一方で、指導に当たる普及員の適正な配置に努めてきており、その配置人員は平成14年度の360人から平成20年度の269人まで漸減している。